

第3編

津波災害対策編

目 次

第3編 津波災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本方針（防災ビジョン）	6
第3節	防災に関する組織と実施責任	10
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第5節	山元町の地勢と災害要因、災害記録	20
第6節	津波被害想定	25

第2章 災害予防対策

第1節	津波に強いまちの形成	26
第2節	海岸保全施設等の整備	29
第3節	交通施設の災害対策	30
第4節	都市の防災対策	33
第5節	建築物等の安全化対策	35
第6節	ライフライン施設等の予防対策	37
第7節	危険物施設等の予防対策	42
第8節	防災知識の普及	44
第9節	地震・津波防災訓練の実施	56
第10節	地域における防災体制	62
第11節	ボランティアの受入れ	67
第12節	企業等の防災対策の推進	71
第13節	津波監視体制、伝達体制の整備	74
第14節	情報通信連絡網の整備	78
第15節	職員の配備体制	81
第16節	防災拠点等の整備	88
第17節	相互応援体制の整備	91
第18節	医療救護体制の整備	95

第19節	緊急輸送体制の整備	98
第20節	避難対策	100
第21節	避難収容対策	111
第22節	食料、飲料水及び生活物資の確保	118
第23節	要配慮者への対応	122
第24節	複合災害対策	129
第25節	廃棄物対策	131

第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・伝達	133
第2節	災害広報活動	152
第3節	防災活動体制	157
第4節	相互応援活動	161
第5節	災害救助法の適用	165
第6節	自衛隊の災害派遣	169
第7節	救急・救助活動	175
第8節	医療救護活動	178
第9節	消火活動	182
第10節	交通・輸送活動	186
第11節	ヘリコプターの活動	194
第12節	避難活動	197
第13節	応急仮設住宅等の確保	212
第14節	相談活動	215
第15節	要配慮者への対応	216
第16節	愛玩動物の収容対策	220
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	222
第18節	防疫・保健衛生活動	231
第19節	遺体等の捜索・措置	236
第20節	廃棄物処理活動	240
第21節	社会秩序の維持活動	245
第22節	教育活動	247
第23節	防災資機材及び労働力の確保	253
第24節	公共土木施設等の応急対策	257
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	262
第26節	危険物施設等の安全確保	268
第27節	農林水産業の応急対策	270
第28節	二次災害・複合災害防止対策	276

第29節	応急公用負担等の実施	279
第30節	ボランティア活動	283
第31節	海外からの支援の受入れ	287

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	288
第2節	生活再建支援	293
第3節	住宅復旧支援	299
第4節	産業復興の支援	301
第5節	都市基盤の復興対策	302
第6節	義援金の受入れ、配分	304
第7節	激甚災害の指定	306
第8節	災害対応の検証	308

第3編

津波災害対策編

第1章 総則

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第1節 計画の目的及び構成

平成23年3月11日、マグニチュード9.0という未曾有の地震が本町を襲った。特にその後に発生した大津波は、町の4割の地域を飲み込み、600名以上の尊い命が失われるとともに、約2,500世帯の家屋が水没した。さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関や電気、上下水道等生活に不可欠なライフラインは、現況での復旧が困難なほど破壊・寸断され、水田、いちご畑、漁港等の産業基盤も壊滅的な被害を受けた。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずる。また、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難対策を取ることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

1 計画の目的

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模津波災害に対処するため、町内での津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、山元町、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、津波防災対策を総合的かつ計画的に推進し、地域並びに住民の生命、身体、財産を保護し、また被害を軽減することを目的とする。

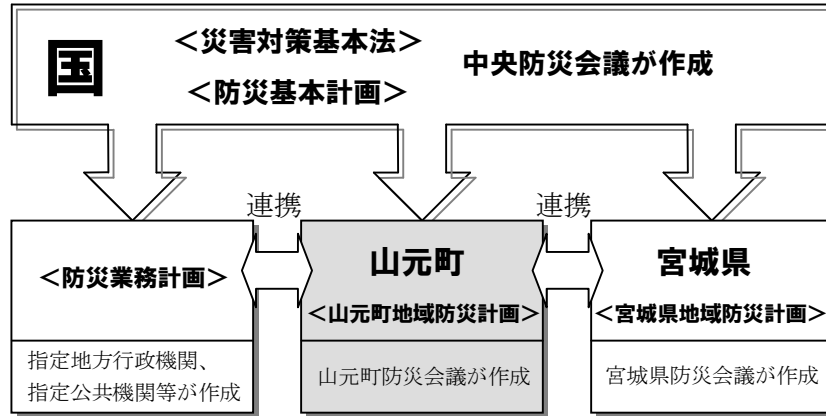
なお、この計画は大規模津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模津波災害に至らない場合であってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

第1章 総 則

2 計画の性格

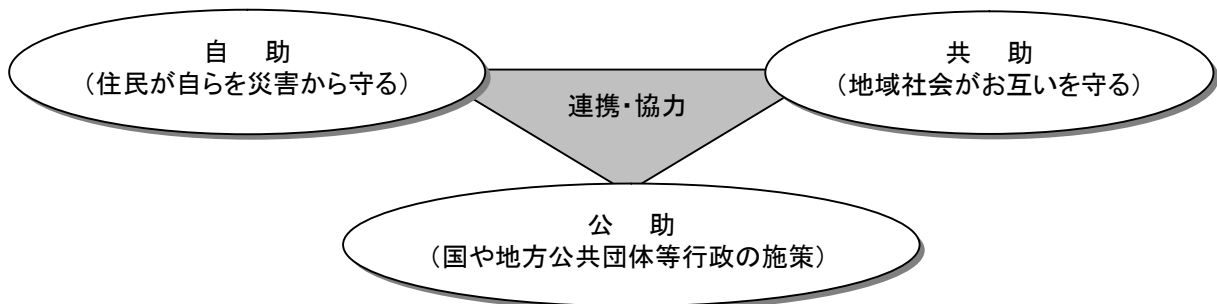
【国、県及び山元町の防災会議並びに防災計画の体系】



本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「山元町地域防災計画」の「津波災害対策編」として策定する計画であり、山元町の地域における津波防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関が取るべき津波防災対策の基本的事項及びこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

【国、県及び山元町の防災会議並びに防災計画の体系】



町では、津波災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、ソフト対策とハード対策の取り得る手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより津波防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第1章 総則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

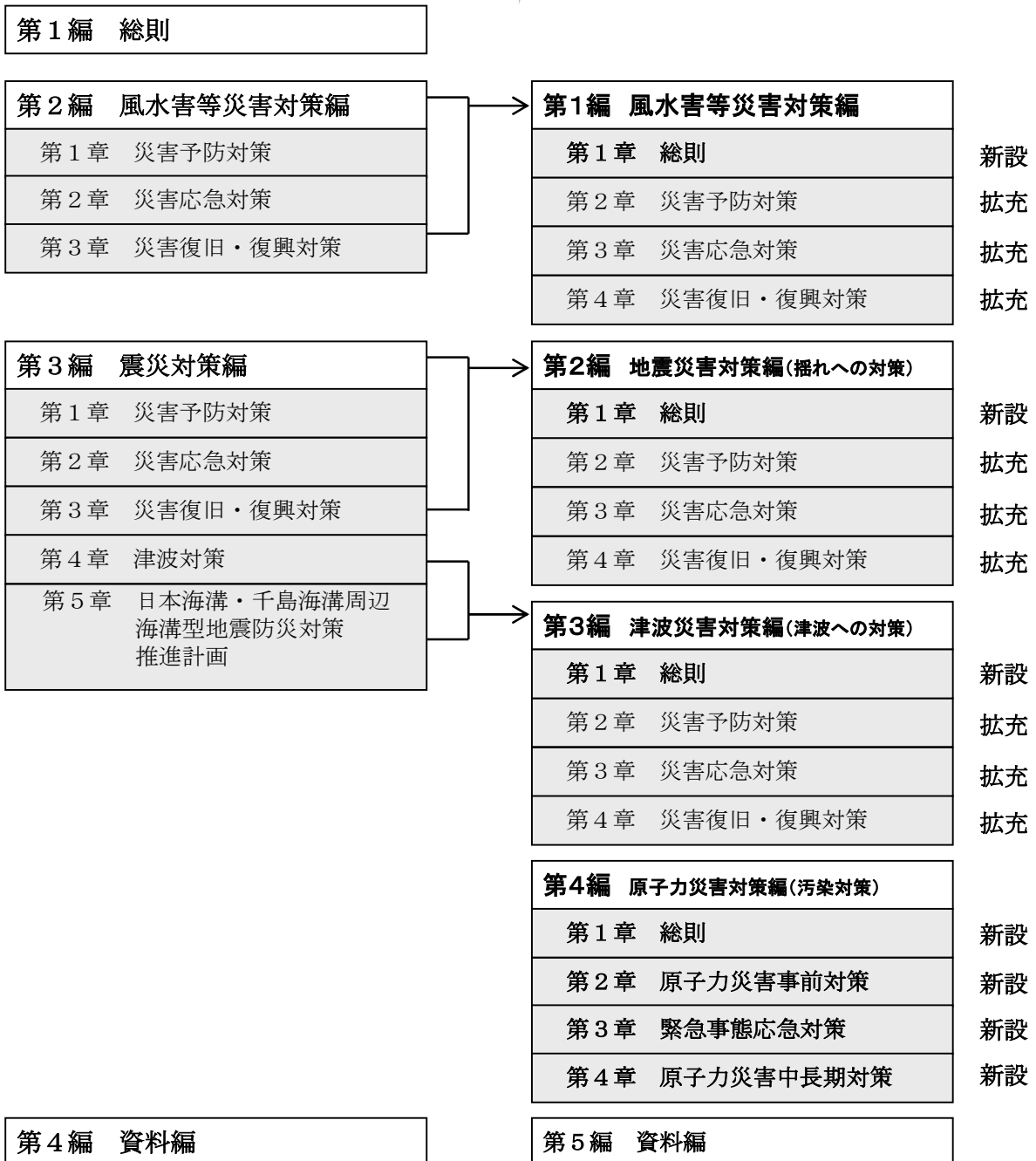
第4章 津波

3 計画の構成

本計画は、本編と資料編で構成する。本編は、現実の災害対応に即した構成としており、それぞれの災害に対する「予防」、「応急」、「復旧・復興」の各段階における諸施策及び町・県・防災関係機関・住民等の役割分担を示した。本編の構成は、次のとおりとする。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

平成20年度 山元町地域防災計画

平成25年度 山元町地域防災計画



第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正する等、防災体制の確立に万全を期するものとする。

今回の計画の見直しにおいては、2011年に発生した東日本大震災の教訓による津波対策を盛り込んだ修正を加えた。本計画の見直し方針を、以下に示す。

1 2011年東日本大震災の教訓の反映

- 東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。
 - 町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

2 町の検証結果や防災上の課題等の反映

- 東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、本町が実施した大震災から得られた教訓や課題の検証ほか、町自主防災組織との意見交換会や県がまとめた「宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直すものとした。

3 国の防災基本計画等の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直し、災害対策基本法の見直しや県の地域防災計画見直し等を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「山元町地域防災計画(津波災害対策編)」の見直しに反映した。

本計画策定時点でも、国等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

4 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

第1章 総 則

5 計画の周知

本計画の内容は、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知するよう努める。

6 計画の運用・習熟

本計画は、平常時から職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて、内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時の対応能力を高めるものとする。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）

- 本町は、自然条件からみて地震の災害発生原因を内包している。
町は、これらの災害防止と住民の安全を守るとは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段・方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。
- 大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。
 - 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、町は衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。
 - 町は、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、町の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、その様な最大クラスの津波に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。
 - 町は、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備等、確実な避難を中心としたソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
 - 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する等、避難行動を取ることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。
 - 町は、大津波警報・津波警報・注意報等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、避難路や高所津波避難所、避難所への誘導案内板、及び多重防御施設の計画的な整備をするとともに、防災訓練や教育等、防災意識の向上や放射性物質による環境の汚染対策に適切に取組、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

- 町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。
- 町は、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

- 大規模地震・津波発生時においては、地震及び津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。
- これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、津波からの避難後の孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。
 - 町は、すべての災害に対して、要配慮者である高齢者や障害者、あるいは来訪者への万全の安全対策を講ずる。
 - 町は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。
 - 町は、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

6 住民及び事業所の基本的責務

- ▶ 住民及び事業所の事業管理者は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

7 自助・共助による取組の強化

- 大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。
 - ▶ 「自らの生命は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動をはじめ、町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。
 - ▶ 住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。
 - ▶ 事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

8 二次災害の防止

- 大規模地震・津波の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。
 - ▶ 町は、これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

9 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

- 大規模地震・津波発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。
 - ▶ 町は、災害発生の際の危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

第1章 総 則

10 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

- 大規模地震・津波災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。
 - 町は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で大津波警報、津波警報を伝達する等、多様な情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

11 複合災害の考慮

- 災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。
 - 町は、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずる必要がある。

12 多様な主体の参画による防災体制の確立

- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図る必要がある。
 - 町は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

13 迅速かつ円滑な復旧・復興

- 町は、被災地の復旧・復興について、被災者の生活再建を支援し、今後の災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す必要がある。
- 町は、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第3節 防災に関する組織と実施責任

1 方針

- 町及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。
- 町は、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害の防止のため相互に協力する。

2 防災組織

1 山元町防災会議

山元町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく山元町防災会議条例（昭和63年山元町条例第6号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。（条例1参照）

2 山元町災害対策本部等

山元町の地域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づく山元町災害対策本部及び各関係機関の防災組織を以って応急対策を実施するものとする。また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

山元町災害対策本部の組織及び運営については、山元町災害対策本部条例及び同運営要綱の定めるところによる。（条例2・3参照）

3 実施責任

（1）山元町

- 町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（2）宮城県

- 県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域及び県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

(3) 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県等の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県等の活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 互理地区行政事務組合

- 互理地区行政事務組合は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、山元町地域防災計画に定めるところにより必要な防災活動を実施する。

(6) 公共的団体等

- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

- 住民一人ひとり「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、津波に関する知識、災害に対する平常時の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で津波災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- 地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(8) 企業

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等、事業継続力の向上に努める。
- 企業は、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 方針

本節は、山元町、宮城県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

2 山元町

- 町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 山元町防災会議及び山元町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資、資材の備蓄整備に関すること。
- (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (5) 災害に関する情報の伝達及び避難措置に関すること。
- (6) 避難の勧告又は指示及び災害の広報に関すること。
- (7) 災害情報の収集及び被害調査に関すること。
- (8) 避難所の開設に関すること。
- (9) 水防、消防等の応急措置に関すること。
- (10) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生対策に関すること。
- (11) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (12) 被災施設の災害復旧に関すること。
- (13) 被災者に対する救援及び保護に関すること。
- (14) 宮城県災害対策本部に対する報告に関すること。
- (15) 被災者に対する融資等の対策に関すること。
- (16) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関すること。
- (17) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (18) ボランティア活動に対する支援に関すること。
- (19) 義援金の受領及び配分に関すること。
- (20) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務についての事務に関すること。
- (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 山元町教育委員会

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 町立学校施設の災害対策に関すること。
- (2) 町立学校の応急教育対策に関すること。
- (3) 町立学校幼児、児童生徒の安全対策に関すること。
- (4) 社会教育施設等所管施設の災害対策に関すること。

4 消防（亘理地区行政事務組合消防本部）

処理すべき事務又は業務の大綱

亘理消防署	<ol style="list-style-type: none">(1) 火災、災害警戒防御活動に関すること。(2) 警戒、警報等の広報及び伝達に関すること。(3) 危険物取扱施設及び火気使用設備器具等の規制指導に関すること。(4) 災害時における人命又は財産保護のための救助活動及び救急・救護活動に関すること。(5) 町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上、並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。(6) 広域消防、航空消防等相互応援に関すること。
消防団	<ol style="list-style-type: none">(1) 災害の予防、警戒、防御活動に関すること。(2) 災害情報の収集・伝達に関すること。(3) 警戒警報等の広報・伝達に関すること。(4) 災害時の避難、応急及び救護活動に関すること。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

5 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮城県 (仙台地方振興事務所) (仙台保健福祉事務所) (仙台土木事務所)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 宮城県防災会議の事務に関する事。 (2) 宮城県災害対策本部の事務に関する事。 (3) 防災に関する施設・設備の整備に関する事。 (4) 通信体制の整備・強化に関する事。 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施に関する事。 (6) 情報の収集・伝達及び広報に関する事。 (7) 自衛隊への災害派遣要請に関する事。 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進に関する事。 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施に関する事。 (10) 交通及び緊急輸送の確保に関する事。 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援に関する事。 (12) 高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策に関する事。 (13) 保健衛生、文教対策に関する事。 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備に関する事。 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調査に関する事。 (16) 被災宅地危険度判定事務の支援に関する事。 (17) 大規模地震災害時における、被災建築物応急危険度判定事務の支援に関する事。 (18) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

6 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
亘理警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集伝達に関すること。 (2) 被災者の救出及び負傷者の救護に関すること。 (3) 行方不明者の捜索に関すること。 (4) 死者の検視・見分に関すること。 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持に関すること。 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること。 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒に関すること。 (8) 危険箇所の警戒に関すること。 (9) 災害警備における広報活動に関すること。

7 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
仙台森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林、治山による災害防除に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること。 (3) 山火事防止対策に関すること。 (4) 災害時における木材の供給に関すること。 (5) その他山林一般に関すること。
東北地方整備局仙台河川国道事務所 (岩沼国道維持出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般国道における指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持、その他の管理に関すること。 (2) 一般国道における指定区間の災害応急工事の実施に関すること。 (3) 一般国道における指定区間の交通の確保に関すること。
宮城海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 (2) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。 (3) 海上災害における防災活動、指導、啓発、訓練に関すること。 (4) 船舶交通における規制等、海上交通の安全確保に関すること。

第1章 総 則

第1章 津波

仙台管区气象台	(1) 水象の観測並びに防災気象情報（気象、高潮、波浪の、特別警報・警報・注意報に関する情報をいう。以下同じ。）の発表、伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知に関する こと。
---------	--

第2章 津波

第3章 津波

8 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第2施設団	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関する こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。 (3) 災害時における応急医療・救護活動に関すること。

第4章 津波

9 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)東北支社	(1) 災害時における郵便局業務の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び救護対策に関する こと。
東日本電信電話(株) (宮城支店)	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 (2) 電気通信システムの信頼性向上に関すること。 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、 及び通信手段の確保に関すること。 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、町 及び防災関係機関との連携に関すること。
東北電力(株) (岩沼営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保及び情報の提供に関するこ と。
東日本高速道路(株) 東北支社	(1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の通行の確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び人員輸送の確保に関すること。 (3) 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。 (4) 抑止列車の乗客代行輸送の確保に関すること。

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 旅客の給食確保に関する事。 (6) 通信網の確保に関する事。 (7) 列車運行の広報活動に関する事。 (8) 災害復旧工事の実施 (9) 全列車の運転中止手配措置 (10) 被災箇所の調査、把握 (11) 鉄道施設の復旧保全
日本放送協会 (仙台放送局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報等の放送
日本赤十字社宮城県支部 (山元町分区)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護に関する事。 (2) 救援物資の備蓄及び配分に関する事。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (4) 義援金の募集及び配分に関する事。 (5) その他災害救護に必要な業務に関する事。

10 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)ミヤコーバス (名取営業所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における緊急避難輸送に関する事。 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関する事。 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関する事。
(社)宮城県トラック協会 (仙南支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保に関する事。
(社)宮城県エルピーガス協会 (仙南第3支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保に関する事。
民間放送各社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予警報等の放送に関する事。 (2) 災害情報等の広報に関する事。

第1章 総則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1.1 その他公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
みやぎ亘理 農業協同組合 (山下・坂元支所)	(1) 農作物、家畜等の被害調査及び応急対策の実施協力に関する事 こと。 (2) 被災組合員に対する事業費、資材の確保斡旋に関する事 こと。 (3) 病虫害防除の指導に関する事 こと。
宮城県漁業 協同組合仙南支所 (山元)	(1) 漁業施設の被害調査及び応急対策の実施協力に関する事 こと。 (2) 被災組合員に対する事業費、資材の確保斡旋等復興支援に関する事 こと。 (3) 漁業災害等に対する各種情報の提供に関する事 こと。
亘理名取地方 農業共済組合	(1) 水稻、野菜等の被害調査及び共済金の支払いに関する事 こと。 (2) 家畜、家屋、農機器等の被害調査及び共済金の支払いに関する事 こと。 (3) 家畜の防疫業務に関する事 こと。
亘理土地改良区	(1) 農地の保全又は排水施設等必要な施設の防災管理及び災害応急対 策に関する事 こと。 (2) 河川改修及び土地改良事業に関する事 こと。 (3) 自然水利となる防火用水路の水量確保調整に関する事 こと。
山元町 社会福祉協議会	(1) 町が行う避難及び応急対策への協力に関する事 こと。 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 こと。 (3) 災害ボランティアセンターに関する事 こと。 (4) ボランティア団体の活動支援及び調整に関する事 こと。
医療機関等 (亘理郡医師会)	(1) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事 こと。 (2) 被災負傷患者等の収容保護に関する事 こと。 (3) 災害時における医療、助産等の救助に関する事 こと。 (4) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事 こと。
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関する事 こと。
山元町建設職組合	(1) 災害時における建設物復旧応援に関する事 こと。
山元町指定給水 工事事業者	(1) 災害における水道施設復旧応援に関する事 こと。
山元町公認排水 設備等工事事業者	(1) 災害における水道施設等復旧応援に関する事 こと。
亘理山元商工会	(1) 災害時における商店の被害調査に関する事 こと。 (2) 被災者の生活を確保するための物資の斡旋に関する事 こと。 (3) 中小企業者等の災害復興資金の確保援助及び経営指導に関する事 こと。

第1章 総 則

第二種感染症 指定医療機関 （公立刈田総合病院、 仙台市立病院等）	(1) 感染症患者の収容又は治療に関すること。
山元町民生委員・児童委員（協議会）	(1) 要支援者の避難対策に関すること。 (2) 避難行動要支援者の避難計画・避難支援に関すること。
山元町婦人防火クラブ（連合会）	(1) 火災予防活動に関すること。 (2) 避難所等での炊き出しに関すること。
山元町自主防災会（連絡会）	(1) 地区防災（避難）計画等に関すること。 (2) 防災啓蒙活動、避難訓練に関すること。 (3) 避難行動要支援者の避難計画・避難支援に関すること。 (4) 自主防災組織活動拠点での整備・運営に関すること。
山元町小中学校校長（校長会）	(1) 児童生徒の安全確保に関すること。 (2) 在校時における児童生徒の避難行動に関すること。 (3) 防災啓蒙教育、避難訓練に関すること。 (4) 避難所の運営支援。
山元町食生活改善推進連絡協議会	(1) 避難所等における炊き出し業務の支援に関すること。 (2) 避難所等における食生活指導等の支援に関すること。
山元町連合父母教師会	(1) 児童生徒の安全確保に関すること。

第1章 総 則

第5節 山元町の地勢と災害要因、災害記録

1 位置

本町は、県都仙台市から南へ約35kmの地点に位置し、東は砂浜海岸となり太平洋、西は阿武隈山地を境に角田市、丸森町、南は福島県新地町、北は亶理町に接している。東西約6.5km、南北約11.9kmで面積は64.48km²である。

名 称	所 在 地	経 度	緯 度	海 抜
山元町 役場	宮城県亶理郡山元町 浅生原字作田山 32	東経 140 度 52 分 51 秒	北緯 37 度 57 分 34 秒	30.2m

2 地形・地質

1 地形

本町の地形は、次の3つに分かれている。

(1) 阿武隈丘陵地帯

西部は、阿武隈高地の海拔50m未満の丘陵形態をなし、西上するにつれ標高 300m程度の山々が連なり、陵線を境に角田市、丸森町に接している。

(2) 中央耕地地帯

中央部は、国道6号を中心に海拔2.5～10mの平坦な耕地が東西に約3km、南北に約11.5kmの帯状に開けている。

(3) 太平洋沿岸地帯

東部は、低湿地で海拔0mに等しく、遠浅で白砂の海岸が単調な弧を描き、牛橋、後藤淵、小浦の入江を有している。

2 地質

本町の地質も地形区分によって違いがみられる。

(1) 阿武隈丘陵地帯

この地帯は主に古生層・中生層の硬岩及びこれを貫く花崗岩から成る非火山性山地である。外圏は新第三紀層で、砂岩・礫岩・凝灰岩で形成された、ゆるやかな丘陵となっている。

(2) 中央耕地地帯

丘陵地とは対照的に南部は狭く、北部にいくにつれて広がり亶理平野へと延びていく。構成岩相は沖積層の砂・シルト・粘土が発達している。特に海成砂質土が優勢で、

第1章 総 則

シルト・粘土は表層部に薄く、礫の堆積も極めて貧弱である。このような地質特性及び、平坦な低地を呈する地形からも農耕に適している。

(3) 太平洋沿岸地帯

太平洋の波によって堆積された海岸砂丘地帯で、泥炭層からなっている。泥灰は藻屑のことで、屑の下には海進時の堆積物である貝殻まじりの厚い砂岩が存在している。泥炭層は水分を多量に含んでいるので、地質が軟弱である。

3 河川及び湖沼

本町には、2級河川として阿武隈高地を源とする坂元川、戸花川が後藤淵を経て太平洋に注ぎ、雨期における増水が甚だしく、洪水の危険をしばしば引き起こしている。

また、本町内の山頂から流入する小河川については、坂元川、戸花川同様、雨季における増水が甚だしく、溢水等により床上床下浸水の災害が発生している。

4 海岸

本町の海岸は約11.9km、特徴としては海底が陸上に出た隆起海岸であり、単調な線であるが、牛橋、後藤淵、小浦の3つの入江を有している。

5 漁港

磯浜漁港を船舶の停泊地として、漁船約70隻が停泊可能であり、延長405.5mの岸壁を有する。

3 自然要因

本町は、自然条件から見て津波の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

1 活断層

活断層とは、最近の地質時代(第四紀頃から現在まで)に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。過去に繰り返しずれた活断層は、今後同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものと考えられ、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

本町周辺においては、双葉断層という活断層(「新編日本の活断層」活断層研究会編(1991))が存在すると考えられている。

双葉断層(双葉断層帯を含む)

双葉(ふたば)断層は、阿武隈山地の東縁部に位置する活断層である。この断層に関わる

第1章 総 則

調査は、1970年代から研究者や国等で行われ、現在も活断層の位置や活動時期については複数の知見があり、まだ議論が成されている最中である。

双葉断層に関する最新の知見

地震調査研究推進本部地震調査委員会（2005）	国土地理院（2013）
2005年時点までに双葉断層で実施された調査・研究についての整理・再検討を行い、活断層としての双葉断層は、亘理町から南相馬市原町区（旧原町市）北端部にいたる長さ約40kmの区間、あるいは相馬市から南相馬市原町区北端部にいたる長さ約16kmの区間の両論とし、これらの長さから、双葉断層が活動した際の地震の規模をマグニチュード6.8～7.5と評価した。	認定されている確実な活断層は、相馬市付近の約32kmのみである。山元町を含むその他の地域については、双葉断層の延長上に位置する、ないし併走する、地形等から検討された推定活断層等として「双葉断層帯」と呼ばれている。具体的な推定活断層等の位置については、国土地理院2013年発行の「1:25,000都市圏活断層図」を参考にすること。

2 プレート

(1) プレートの引き起こす地震

日本付近のプレート境界は、海洋部分のプレートが大陸を乗せるプレートの下に潜り込む、いわゆる沈み込み帯を形成している。東日本の東方海域に位置する日本海溝は、銚子遙か沖で伊豆小笠原海溝から続き、釧路遙か沖で千島海溝に連続する、東日本とほぼ平行に分布する海溝で、太平洋プレートが大陸を乗せるプレートの下に潜り込んでいるプレート境界であると考えられている。

地震は、プレート間地震とプレート内地震とに分類される。海洋部分のプレートが大陸を乗せるプレートの下に潜り込む、プレートとプレートの間の相対運動の直接的結果として起こる地震をプレート間地震と呼ぶ。太平洋沖の巨大地震のほとんどはこのタイプの地震である。プレート内部に存在する弱面が破壊されて発生する地震をプレート内地震と呼ぶ。プレート内地震は、さらに海のプレート内地震と陸のプレート内地震とに分けられる。1933年の三陸地震は、海のプレートが海溝から沈み込む際に下方に曲げられ歪みを生ずるために発生した海のプレート内地震である。1900年及び1962年の宮城県北部地震等は、陸のプレート内地震である。東日本ではプレート境界の日本海沖まで地震が分布する。陸のプレート内の地震活動は、深さほぼ15km程度（深くても20km程度）までで発生する。また、陸のプレートの地震活動は、東日本ではほぼ南北の走向を持つ逆断層で地震が発生することが多い。なお、プレート間地震及び海のプレート内地震は、津波の発生源ともなっている。三陸地方の沿岸は、津波の常襲地帯として世界的に知られており、本町は三陸海岸の南方に位置している。三陸沿

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

岸に津波災害をもたらすような地震の発生する地域は、三陸沖（青森県沖、岩手県沖、宮城県沖）で起きる地震、北海道東方沖で起きる地震、遙か南方の南太平洋岸で起きる地震の大きく3つに分けることができる。大きな被害を本町に与えた津波としては、近年では、昭和8年（1933年）三陸沖、昭和35年（1960年）チリ沖、昭和53年（1978年）宮城県沖、平成23年（2011年）三陸沖の地震によるもの等がある。

（2）特定観測地域

地震予知連絡会は、近い将来、地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定した。本町は、特定観測地域のうち「宮城県東部福島県東部」に位置しているが、この地域の沿岸沿いでは過去にマグニチュード9クラスの地震が発生しているほか、地震の空白部もみられることから、本町の防災対策上、この地域を震源とする地震を重視しなければならない。

4 社会的要因

1 人口

本町の人口は、13,184人、4,590世帯（平成26年2月末現在）である。本町の東日本大震災前（平成23年2月末現在）の人口は16,695人、5,561世帯である。東日本大震災による被害が大きく影響し、震災前に比べ人口は3,511人、971世帯減少した。津波被害により多くの住宅が流失等の壊滅的な被害を受けたため、核家族化が進み、従来の地域コミュニティが崩壊したため、共助の点で地域の防災力の課題になっている。

2 産業

東日本大震災前、本町は稲作を主体とした農業を基幹産業として発展を続けてきた。年間を通じて温暖な気候は、稲作の外にも果物の栽培等種々な作物に適した環境を生み出し、リンゴやいちごは県内で有数の生産高を誇っていた。

東日本大震災での津波被害により、町の基幹産業である農業は甚大な被害を受けた。特に、沿岸部に生産を展開していた特産品のイチゴについては、施設の初期投資が大きいことから、現在町が生産施設等を整備し、被災農家に貸借することにより、現在（平成26年2月現在）も農業の早期の復興を促進している最中である。

3 交通

本町の道路網の構成は、中央部を縦貫する国道6号を基軸として、これに並行した東部の主要地方道相馬互理線、西部の1級町道東街道線の3路線とこれらを有機的に結ぶ県道が根幹にある。

国道、県道、町道は、東日本大震災により被害を受け、特に県道や町道については液状化及び、津波による甚大な被害を受け、現在（平成26年2月現在）も復旧の最中にある。また、

第1章 総 則

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

常磐自動車道整備・インターチェンジ整備に伴い、アクセス道路の整備や広域幹線道路、周辺市町との連絡強化を図り、道路網の再編・整備を推進する必要がある。

鉄道は、JR常磐線が南北に走り、坂元駅、山下駅の2駅を有していたが、平成23年の大震災により線路は流失し、現在復旧中である。本町が広域仙台圏としての発展が見込まれることから、今後鉄道の早期復旧が望まれている。防災面からみると、避難・救急救助・被災地への物資の輸送等に大きく関わるため、総合的な交通基盤の整備が求められる。

5 過去における災害の概要

本町に関わる過去における地震・津波災害について、資料1に示す。

第1章 総 則

第6節 津波被害想定

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講ずるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から8年が経過した平成22年度に、沿岸部の土地利用状況や建造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、海岸構造物、社会資本等がき損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

東日本大震災後の次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。県で新たな想定結果がまとまり次第、山元町地域防災計画に反映する。本町としては、県の想定結果が公表されるまでは、下記の津波規模を想定し、防災対策を推進する。

想定する津波規模	
【東日本大震災】	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
【宮城県沖地震、昭和三陸地震津波】	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
【明治三陸地震津波、チリ地震津波】	津波地震や遠地津波等

1 津波対策の基本的な考え方

本町では、上記の想定する津波規模に対して、下記の基本方針をもとに津波防災対策を推進する。

- ア 東日本大震災と同規模の津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講ずる